

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

☆柔道整復師、はり・きゅう、マッサージの施術を受けられる方へ

柔道整復師(接骨院・整骨院)、はり・きゅう、マッサージの施術に対し健康保険が使えるのは一定の条件を満たす場合に限られます。

柔道整復師の施術について

○ 健康保険が使える場合

- ▽打撲や捻挫・挫傷(肉離れ)など
- ▽骨折または脱臼(応急処置の場合を除き、医師の同意が必要)
- ▽骨・筋肉・関節のけがや痛みで、負傷原因がはっきりしているもの

× 健康保険が使えない場合

- ▽日常生活における疲れや肩こり、筋肉疲労など
- ▽病気が原因で起こる痛みやこり(神経痛、リウマチ、五十肩、関節痛、ヘルニアなど)
- ▽脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- ▽病院、診療所などで同じけがなどを治療中の場合

はり・きゅうの施術について

○ 健康保険が使える場合

- ▽次の病気や症状で、医師が必要と認める場合(※)
 - 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症

× 健康保険が使えない場合

- ▽左記疾患以外のもの
- ▽病院、診療所などで同じけがなどを治療中の場合
- ▽医師の同意がない場合

マッサージの施術について

○ 健康保険が使える場合

- ▽次のような症状で、医師が必要と認める場合(※)
 - 筋肉がまひして自由に動かせない症状(筋まひ)、関節が硬くて動きが悪い症状(関節拘縮)など

× 健康保険が使えない場合

- ▽医療上、マッサージを必要とする症例以外のもの
- ▽疲労回復や癒しを目的とするもの
- ▽医師の同意がない場合

※ 健康保険を使用した施術を継続して受ける場合は、6カ月ごとに医師の同意が必要です。

■療養費支給申請書の内容をよく確認して、署名してください

健康保険を扱っている施術所で施術を受ける場合、窓口で健康保険の資格確認を受け、一部負担金を支払うとともに、療養費支給申請書への署名が必要です。負傷原因、負傷名、日数、金額などに誤りがないか、再度確認してください。やむをえない状況を除き、本人が署名してください。

■領収書を必ずもらって大切に保管してください

医療費の適正化対策のため、柔道整復師、はり・きゅう、マッサージの施術を受けた方に、照会を行う場合があります。領収書は医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大切に保管してください。

■いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのかを正確に伝えてください

交通事故など、第三者によるけがで施術を受ける場合は、住民福祉課医療年金係に相談してください。

■長期にわたって施術を受ける場合は医師の診察を受けてください

■問い合わせ先 住民福祉課医療年金係 国民健康保険の方 ☎(48)1111(内1119)

後期高齢者医療の方 ☎(48)1111(内1117)